

本市の新型コロナウイルス感染症感染拡大時の対応について

令和5年9月6日現在、新型コロナウイルス感染症発生状況について、坂戸保健所管内定点報告が32となった。

参考としているインフルエンザの警報レベル30を超えたため、本市の新型コロナウイルス感染症対策調整会議設置要領（令和5年6月22日市長決裁）及び新型コロナウイルス感染症対策調整会議運営基準（令和5年7月13日市長決裁）に基づき、令和5年9月11日に第2回新型コロナウイルス感染症対策調整会議を開催し、下記のとおり、あらためて市民へ基本的感染対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症に係る受診相談及び受診先の相談窓口等の周知を図ることとする。

記

1 周知内容

- (1) 換気の励行
- (2) 手洗い・手指消毒の励行
- (3) マスクの着用の推奨

重症化リスクの高い方への感染防止等を図るため、以下のような場合にはマスク着用を推奨する。

- ① 医療機関の受診時や高齢者施設などを訪問するとき
- ② 通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するとき
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る受診相談及び受診先の相談窓口、感染への備え（常備すべきもの）、本市の抗原検査キットの無償配布の案内
- (5) 新型コロナワクチン接種及びインフルエンザワクチン接種について

※なお、学校や部活動及び保育園に関しては、国が示す指針等に基づいた対応とする。

2 周知方法

市内公共施設にポスターの掲示の継続、市ホームページ、回覧で周知する。